

令和6年度 家庭的保育事業等指導監査結果

加古川市は、令和6年度に市内の家庭的保育事業等24事業所の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として見受けられた点を記載しておりますので、今後の園運営の参考としてください。

指導監査実施状況一覧

実施対象事業所数	文書指摘	(文書指摘内訳)	口頭指摘	(口頭指摘内訳)
小規模保育事業(A型)	6事業所	認可基準 6件 その他 1件	1事業所	認可基準 0件 その他 1件
18事業所 事業所内保育事業(小規模型)	7件		1件	
6事業所				

※文書指摘…法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある事項又は前年度の口頭指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない事項

口頭指摘…法令等に対する違反であって軽微なものがある事項

指導監査実施期間

令和6年6月10日～令和6年7月31日

令和6年度の重点事項

- (1)職員体制について
- (2)会計について
- (3)乳幼児突然死症候群について
- (4)児童虐待について

主な指摘事項

■職員体制について

- ・指摘事項なし。

■会計について

- ・支出の裏付けとなる書類が保管されておらず、不明瞭な会計処理となっていた。
- ・保育施設会計とその他事業会計が区分されていなかった。

■乳幼児突然死症候群について

- ・指摘事項なし。

■児童虐待について

- ・指摘事項なし。

■認可基準について

- ・施設長の勤務時間が適切に記録されていなかった。
- ・避難及び消火訓練は毎月1回以上実施しなければならないが、消火訓練を毎月実施した記録がなかった。
- ・認可を受けた範囲外の場所に保育に関する書類を保管しており、市に変更届を提出していなかった。